

# ○香川県警察の組織に関する訓令

平成12年3月23日  
警察本部訓令第6号

改正 平成12年8月18日本部訓令第29号、平成12年11月21日本部訓令第35号、平成12年12月27日本部訓令第40号、平成13年3月21日本部訓令第12号、平成14年3月27日本部訓令第9号、平成15年1月30日本部訓令第2号、平成15年3月28日本部訓令第4号、平成15年5月21日本部訓令第14号、平成16年3月25日本部訓令第5号、平成17年3月29日本部訓令第3号、平成18年3月10日本部訓令第4号、平成19年3月30日本部訓令第9号、平成19年3月30日本部訓令第14号、平成19年7月13日本部訓令第21号、平成20年3月24日本部訓令第6号、平成20年12月1日本部訓令第23号、平成21年3月13日本部訓令第5号、平成21年7月14日本部訓令第17号、平成22年3月19日本部訓令第11号、平成22年9月1日本部訓令第19号、平成23年3月25日本部訓令第1号、平成24年3月16日本部訓令第2号、平成25年3月15日本部訓令第5号、平成25年7月12日本部訓令第10号、平成26年3月14日本部訓令第7号、平成27年3月20日本部訓令第4号、平成28年2月16日本部訓令第1号、平成28年3月31日本部訓令第4号、平成29年3月24日本部訓令第7号、平成30年3月23日本部訓令第5号、平成31年3月19日本部訓令第4号、令和元年7月2日本部訓令第5号、令和元年8月20日本部訓令第6号、令和2年3月24日本部訓令第7号、令和2年3月31日本部訓令第11号、令和3年3月30日本部訓令第5号、令和3年8月25日本部訓令第14号、令和4年3月22日本部訓令第4号、令和4年3月22日本部訓令第5号、令和5年2月10日本部訓令第2号、令和6年3月12日本部訓令第7号、令和6年12月27日本部訓令第19号、令和7年3月25日本部訓令第5号、令和8年3月19日本部訓令第2号

## 香川県警察の組織に関する訓令

香川県警察の組織に関する訓令（平成10年香川県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 本部の組織、分掌事務及び職制

第1節 その他の附置組織（第3条）

第2節 課等に置く係及び係の分掌事務（第4条）

第3節 本部に置く職（第5条－第23条の2）

第3章 警察学校の組織、分掌事務及び職制（第24条－第28条）

第4章 警察署の組織、分掌事務及び職制

第1節 警察署に置く課及び係並びに係の分掌事務（第29条）

第2節 警察署に置く職（第30条－第36条）

第5章 雑則（第37条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号。以下

「規則」という。)第56条の規定に基づき、香川県警察の組織に関する細目的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 香川県警察本部をいう。
- (2) 警察学校 香川県警察学校をいう。
- (3) 課等 規則第3条から第7条までに規定する課及び隊並びに科学捜査研究所をいう。
- (4) 室等 規則第3条から第7条までに規定する課等に置かれる室、隊及びセンターをいう。
- (5) 事務職員 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下この条において「給与条例」という。)第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。
- (6) 研究職員 給与条例第3条第1項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。
- (7) 保健師 給与条例第3条第1項第4号ウの医療職給料表(三)の適用を受ける保健師をいう。
- (8) 技能職員 給与条例第16条の3に規定する職員をいう。
- (9) 嘱託員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤の嘱託員をいう。

## 第2章 本部の組織、分掌事務及び職制

### 第1節 その他の附置組織

(附置組織及び所掌事務)

第3条 室等のほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ中欄に掲げる室、隊及びセンターを置き、その所掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

課	附置組織	所 掌 事 務
総 務 課	文 書 室	1 所管行政に関する法令の調査及び研究に関すること。 2 条例案、規則案その他公文書類の審査及び進達に関すること。 3 官報及び県報への掲載に関すること。 4 警察法令集及び庁内報の編集並びに発行に関すること。 5 文書管理に関すること。 6 書類の総合接受及び発送並びに通送の実施に関すること。 7 印刷に関すること。 8 情報公開に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>9 個人情報保護に関する事。</li> <li>10 警察証明に関する事。</li> </ul>
	取調室 監督室	1 被疑者の取調の適正を確保するための監督の措置に関する事。
広聴・被害者支援課	警察音楽隊	1 演奏活動を通じた警察広報活動に関する事。
警務課	採用センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の募集に関する企画及び立案に関する事。</li> <li>2 警察職員の採用試験に関する事。</li> </ul>
	教養・ 術科指導室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教養（警察学校の所掌に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>2 職場教養に関する事。</li> <li>3 職場における実践的な訓練に関する事。</li> <li>4 柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法及び体育の指導教養に関する事。</li> <li>5 術科技能検定及び体力検定に関する事。</li> <li>6 術科大会の計画及び実施に関する事。</li> <li>7 術科防具、資機材等の整備保管に関する事。</li> </ul>
会計課	施設管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の整備に関する事。</li> <li>2 警察本部庁舎の管理（庁内の取締りを含む。）に関する事。</li> <li>3 公舎及び待機宿舎の運営管理に関する事。</li> <li>4 財産の管理、取得及び処分に関する事。</li> <li>5 営繕に関する事。</li> </ul>
情報管理課	デジタル化推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政における技術に関する政策の企画及び調整に関する事。</li> <li>2 警察行政における技術に関する政策及び警察情報システムの整備に関する技術の調査及び研究に関する事。</li> <li>3 警察情報システムによる事務能率の増進に関するソフトウェア等の研究に関する事。</li> <li>4 警察情報システムの開発及び整備に関する事。</li> </ul>
	照会センター	1 犯罪捜査に係る照会等の集中業務に関する事。
生活安全 企画課	許可等事務 管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 許可等事務の指導及び支援に関する事。</li> <li>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>3 古物営業法の施行に関する事。</li> <li>4 質屋営業法の施行に関する事。</li> <li>5 警備業法の施行に関する事。</li> <li>6 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事。</li> <li>7 銃砲刀剣類等の所持許可等に関する事。</li> <li>8 猟銃用火薬類の譲渡等の許可に関する事。</li> <li>9 火薬類取扱場所の立入検査に関する事。</li> <li>10 猟銃等の取扱講習等に関する事。</li> </ul>

		11 核原料物質等、放射性物質、特定物質及び特定病原体等の運搬の届出等に関する事。
地域課	鉄道警察隊	1 鉄道施設における警らに関する事。 2 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関する事。 3 列車への警乗の実施に関する事。 4 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関する事。 5 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関する事。 6 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関する事。 7 鉄道事業者その他の関係機関・団体との連絡に関する事。 8 鉄道警察に関する統計に関する事。
捜査第一課	機動捜査隊	1 犯罪多発地域における機動捜査に関する事。 2 重要又は緊急を要する事件の捜査支援及び初動捜査に関する事。
警備課	警察航空隊	1 警察用航空機による災害その他の場合における警備実施及び警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関する事。 2 警察用航空機の整備に関する事。

第2節 課等に置く係及び係の分掌事務

(係及び係の分掌事務)

第4条 次の表の左欄に掲げる課等及び室等に、中欄に掲げる係を置き、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

1 警務部

課等及び室	係	分掌事務
総務課	秘書	1 香川県警察本部長の秘書に関する事。 2 香川県警察本部長及び香川県警察本部の公印の管守に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 香川県警察本部長の特命事項に関する事。
	渉外	1 県議会との連絡その他渉外に関する事。 2 特命事項に関する事。
	広報	1 広報に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 特命事項に関する事。

	法 規	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管行政に関する法令の調査及び研究に関すること。</li> <li>2 条例案、規則案その他公文書類の審査及び進達に関すること。</li> <li>3 官報及び県報への掲載に関すること。</li> <li>4 警察法令集及び庁内報の編集並びに発行に関すること。</li> </ul>
	文 書 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文書管理に関すること。</li> <li>2 書類の総合接受及び発送並びに通送の実施に関すること。</li> <li>3 印刷に関すること。</li> </ul>
	情 報 公 開	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報公開に関すること。</li> <li>2 個人情報保護に関すること。</li> <li>3 警察証明に関すること。</li> </ul>
	取 調 べ 監 督	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</li> </ul>
広聴・被害者支援課	広 聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広聴に関すること。</li> <li>2 警察に対する苦情の受理に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 相談の受理及び管理に関すること。</li> </ul>
	県 民 広 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察活動に関する県民への情報提供に関すること。</li> <li>2 警察音楽隊に関すること。</li> <li>3 特命事項に関すること。</li> </ul>
犯罪被害者支援室	犯 罪 被 害 者 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者支援に関する企画、立案及び調整に関すること。</li> <li>2 犯罪被害者等に対する支援に関すること。</li> <li>3 犯罪被害者支援に係る関係機関・団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 犯罪被害者等給付金に関すること。</li> <li>5 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関すること。</li> <li>6 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</li> <li>7 特命事項に関すること。</li> </ul>
警 務 課	庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の庶務に関すること。</li> <li>2 部の事務の総合調整に関すること。</li> <li>3 他の部に属しないこと。</li> <li>4 部内の他課に属しないこと。</li> </ul>
	採 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の募集に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 警察職員の採用試験に関すること。</li> </ul>

人 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事制度に関する企画及び立案に関する事。</li> <li>2 警察職員の勤務制度に関する事。</li> <li>3 警察職員の任免及び配置に関する事。</li> <li>4 警察職員の昇任試験及び昇任選考に関する事。</li> <li>5 警察職員の非常招集に関する事。</li> <li>6 警察職員の分限及び服務に関する事。</li> <li>7 人事関係記録の保存に関する事。</li> </ol>
W L B ・ 女 性 活 躍	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワークライフバランス及び女性活躍の推進に関する事。</li> <li>2 特命事項に関する事。</li> </ol>
給 与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の給与に関する事（給与の支払いに関する事を除く。）。</li> <li>2 警察職員の退職手当に関する事。</li> <li>3 県警察が雇用する嘱託員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の報酬の支払いに関する事。</li> </ol>
装 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察官等の被服及び貸与品に関する事。</li> <li>2 警察装備品に関する事。</li> <li>3 車両の配置及び船舶の管理に関する事。</li> <li>4 拳銃及び弾薬に関する事。</li> </ol>
車 両 運 用 ・ 整 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の管理に関する事。</li> <li>2 警察本部車両の運用に関する事。</li> <li>3 車両の整備に関する事。</li> <li>4 特命事項に関する事。</li> </ol>
学 校 教 養 ・ 職 場 教 養	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教養（警察学校の所掌に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>2 学生の入校派遣に関する事。</li> <li>3 学校教養関係記録等の整理保管に関する事。</li> <li>4 職場教養（実戦教養係の所掌に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>5 職場教養関係記録及び教養資機材の整理保管に関する事。</li> <li>6 教養資料の作成及び機関誌の発行に関する事。</li> <li>7 教養文庫の管理に関する事。</li> </ol>
実 戦 教 養	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職場における実戦的な訓練に関する事。</li> </ol>
術 科 教 養	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法及び体育の指導教養に関する事。</li> <li>2 術科技能検定及び体力検定に関する事。</li> <li>3 術科大会の計画及び実施に関する事。</li> <li>4 術科防具、資機材等の整備保管に関する事。</li> </ol>

企画室	治安総合 企画（第一、 第二）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察運営の企画、立案及び総合調整に関する事。</li> <li>2 警察行政の調査及び研究に関する事。</li> <li>3 組織及び定員に関する事。</li> <li>4 管轄区域に関する事。</li> <li>5 職場の明朗化及び能率化並びに職員の士気の高揚に関する事。</li> <li>6 公益社団法人若しくは公益財団法人又は移行法人（移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内の監督に限る。）の監督事務に係る総括的な調整に関する事。</li> <li>7 警察有線通信の運用に関する事。</li> <li>8 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関する事。</li> <li>9 特命事項に関する事。</li> </ol>
	政策・国際 企 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管行政に係る政策に関する事。</li> <li>2 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関する事（刑事企画課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 通訳体制の整備に関する事。</li> <li>4 通訳要員の講習に関する事。</li> </ol>
留置管理課	企 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置管理業務に関する企画、立案、指導及び調整に関する事。</li> <li>2 留置施設視察委員会に関する事。</li> </ol>
	指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置管理業務に関する指導に関する事。</li> </ol>
	護 送	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被留置者の護送に関する事。</li> </ol>
監 察 課	監 察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 監察に関する事。</li> <li>2 懲戒に関する事。</li> <li>3 特命事項に関する事。</li> </ol>
	予 防 監 察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の事故防止に関する事。</li> <li>2 苦情の処理に関する事。</li> </ol>
	運 転 管 理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の運転技術の向上に関する事。</li> </ol>
	表 彰	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表彰に関する事。</li> <li>2 特別褒賞金に関する事。</li> </ol>
	訟 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 争訟に関する事。</li> <li>2 特命事項に関する事。</li> </ol>
	企 画 ・ 指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計事務に関する企画、立案、指導及び調整に関する事。</li> </ol>
	用 度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物品の調達、出納及び保管に関する事。</li> <li>2 物品の検収に関する事。</li> <li>3 備品の管理に関する事。</li> </ol>

会 計 課	予 算 第 一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成（警察活動費）に関する事。</li> <li>2 国費及び補助金（施設関係を除く。）に関する事。</li> <li>3 予算の報告に関する事。</li> </ul>
	予 算 第 二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成（警察管理費）に関する事。</li> <li>2 予算の配賦及び決算に関する事。</li> <li>3 予算の経理に関する事。</li> </ul>
	施 設 企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の整備計画及び調査に関する事。</li> </ul>
	施 設 ・ 管 財	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の整備（施設企画係の所掌に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>2 警察本部庁舎の管理（庁内の取締りを含む。）に関する事。</li> <li>3 公舎及び待機宿舎の運営管理に関する事。</li> <li>4 財産の管理、取得及び処分に関する事。</li> </ul>
	営 繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 営繕（施設・管財係の所掌に属するものを除く。）に関する事。</li> </ul>
監 査 室	監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計の検査及び監査に関する事。</li> </ul>
	出 納 ・ 遺 失 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国費の収入、支出及び決算に関する事。</li> <li>2 県費の収入及び支出に関する事。</li> <li>3 警察職員の給与の支払いに関する事。</li> <li>4 遺失物法の施行に関する事。</li> </ul>
厚 生 課	厚 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公務災害及び通勤災害の補償に関する事。</li> <li>2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</li> <li>3 殉職警察職員及び警察協力殉難者の祭祀に関する事。</li> <li>4 レクリエーションの推進に関する事。</li> <li>5 ライフサイクルプランに関する事。</li> <li>6 児童手当に関する事。</li> <li>7 香川県警察職員互助会に関する事。</li> <li>8 警察職員生活協同組合に関する事。</li> </ul>
	共 済	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察共済組合香川県支部の事業及び経理に関する事。</li> <li>2 年金及び恩給に関する事。</li> </ul>
	健 康 管 理 室	健 康 管 理
サイバー 対 策 課	庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー対策課及び情報管理課の庶務に関する事。</li> <li>2 他の係に属しない事。</li> </ul>

	サイバー 企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー事案に係る企画、立案及び総合調整に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 サイバー事案に係る指導及び教養に関すること。</li> <li>3 サイバー対策課及び情報管理課の事務の総合調整に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ul>
	サイバー事案 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー事案の防止対策一般に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
	解析支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
	サイバー捜査 (第一～第三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 情報技術を利用する犯罪の捜査の支援に関すること。</li> <li>3 特命捜査に関すること。</li> </ul>
情報管理課	企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報システムに関する企画、立案及び技術的研究に関すること。</li> <li>2 警察情報システム等の運用に係る指導及び教養に関すること。</li> <li>3 警察情報システムによる事務能率の増進に関すること。</li> <li>4 警察情報システムの監査に関すること。</li> </ul>
	運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報システムの運用及び保守に関すること。</li> </ul>
	技術政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政における技術に関する政策の企画及び調整に関すること。</li> </ul>
	技術調査 ・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政における技術に関する政策及び警察情報システムの整備に関する技術の調査及び研究に関すること。</li> <li>2 警察情報システムによる事務能率の増進に関するソフトウェア等の研究に関すること。</li> </ul>
	開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報システムの開発に関すること。</li> <li>2 警察行政における技術政策に係る技術の整備に関すること。</li> </ul>
	照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に係る照会等の集中業務に関すること。</li> </ul>

2 生活安全部

課等及び 室等	係	分掌事務
	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全企画課、人身安全・少年課及び生活安全捜査課の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の他の課に属しないこと。</li> </ul>

生活安全 企画課	企画・指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 部の事務の総合調整に関すること。</li> <li>3 生活安全警察に係る適正捜査の運営及び実務の指導に関すること。</li> <li>4 生活安全警察の教養に関すること（地域課及び通信指令課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 生活安全警察関係法令の研究及び指導に関すること。（他の課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>6 警察安全相談員に関すること。</li> <li>7 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の施行に関すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>8 特命事項に関すること。</li> </ol>
	犯罪抑止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。</li> <li>2 犯罪の予防一般に関すること。</li> <li>3 地域安全活動に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 防犯関係機関・団体との連絡調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行に関すること。</li> </ol>
	指導・支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可等事務の指導及び支援に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ol>
	営業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>2 古物営業法の施行に関すること。</li> <li>3 質屋営業法の施行に関すること。</li> <li>4 警備業法の施行に関すること。</li> <li>5 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。</li> </ol>
	保安	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 火薬取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 核原料物質等、放射性物質、特定物質及び特定病原体等の運搬の届出等に関すること。</li> </ol>
人身安全 ・少年課	企画・指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案の対策に関する企画、立案及び調整に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 人身安全関連事案に関する情報の収集及び分析並びに提供に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>

<p>人 身 安 全 ( 第 一 ~ 第 四 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等（以下この表において「声掛け等」という。）の対策に関する事。</li> <li>2 声掛け等の取締りに関する事。</li> <li>3 酩酊（めいてい）者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</li> <li>4 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関する事。</li> <li>5 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事。</li> <li>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。</li> <li>7 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関する事。</li> <li>8 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事。</li> <li>9 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関する事。</li> <li>10 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関する事。</li> <li>11 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る事件の指導及び支援に関する事。</li> <li>12 特命事項に関する事。</li> </ol>
<p>人 身 安 全 特 別 捜 査</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案の対処及びその支援に関する事。</li> <li>2 特命事項に関する事。</li> </ol>
<p>少 年 企 画</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関する事。</li> <li>2 少年の非行防止及び立ち直り支援に関する事。</li> <li>3 少年に関する統計に関する事。</li> <li>4 少年をめぐる環境の浄化に関する事。</li> <li>5 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関する事（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>6 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）の施行に関する事（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>7 少年関係機関・団体との連絡調整に関する事。</li> <li>8 被害少年対策に関する事。</li> <li>9 非行集団に係る情報の収集整理に関する事。</li> <li>10 特命事項に関する事。</li> </ol>

少年サポートセンター	少年補導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 少年の補導に関する事。</li> <li>2 少年の非行防止活動の実施に関する事。</li> <li>3 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。</li> <li>4 少年指導委員及び少年警察補導員に関する事。</li> <li>5 少年補導職員に関する事。</li> <li>6 特命事項に関する事。</li> </ul>
	少年相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 少年相談に関する事。</li> <li>2 カウンセリング業務に関する事。</li> <li>3 特命事項に関する事。</li> </ul>
生活安全捜査課	企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の所掌事務に関する企画、立案及び指導に関する事。</li> <li>2 特命事項に関する事。</li> </ul>
	生活安全特別捜査(第一～第五)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 風俗関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>2 売春関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>3 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>4 銃砲刀剣類等及び火薬類の許可等に係る取締りに関する事。</li> <li>5 狩猟の取締りに関する事。</li> <li>6 放射性物質、高圧ガスその他の危険物の取締りに関する事。</li> <li>7 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。</li> <li>8 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>9 金融関係事犯、不動産関係事犯その他経済関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>10 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>11 保健衛生関係事犯の取締りに関する事(捜査第二課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>12 少年事件の捜査及び調査に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>13 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。</li> <li>14 香川県迷惑行為等防止条例の規定の違反の取締りに関する事。</li> <li>15 前各号に掲げるもののほか部内の他の課に属しない特別法令違反の取締りに関する事。</li> <li>16 特命捜査に関する事。</li> </ul>
地域課	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域課及び通信指令課の庶務に関する事。</li> <li>2 他の係に属しない事。</li> </ul>

	企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 地域警察の運営に関すること。</li> <li>3 地域課及び通信指令課の事務の総合調整に関すること。</li> <li>4 交番、駐在所等の設置、移転、改廃及び所管区調整並びに環境整備に関すること。</li> <li>5 地域警察の装備資機材の整備に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>6 地域警察の統計に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>7 交番、駐在所等を拠点とする地域安全活動に関すること。</li> <li>8 地域安全推進委員に関すること。</li> <li>9 特命事項に関すること。</li> </ul>	
	指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察の運営の指導に関すること。</li> <li>2 警察署及び交番等に対する巡回指導による地域警察官の活動実績の把握及び実務の指導に関すること。</li> <li>3 地域警察の教養に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ul>	
	職 務 質 問 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職務質問の技能向上に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>	
	鉄 道 警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設における警らに関すること。</li> <li>2 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。</li> <li>3 列車への警乗の実施に関すること。</li> <li>4 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。</li> <li>5 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。</li> <li>6 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。</li> <li>7 鉄道事業者その他の関係機関・団体との連絡に関すること。</li> <li>8 鉄道警察に関する統計に関すること。</li> <li>9 特命事項に関すること。</li> </ul>	
	機 動 警 察 隊	企 画 ・ 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隊の取扱いに係る事件及び事故の処理の指導に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
		移 動 交 番	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 移動交番車の運用に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
水 上 警 察		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察用船舶による警ら、救難、救護その他の警察活動に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>	

	自動車警ら (本隊・東讚分駐・中讚分駐)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警ら用無線自動車による警ら、救難、救護その他の警察活動に関すること。</li> <li>2 110番通報その他の緊急通報に係る事案の初動措置に関すること。</li> <li>3 所属長の要請に係る応援活動に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ol>
通信指令課	企画・指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。</li> <li>2 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故防止に関すること。</li> <li>3 水上警察に関すること（水上警察係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 交通機関への警乗（列車警乗を除く。）に関すること。</li> <li>5 通信指令業務及び緊急配備に関する企画、立案、指導及び調整に関すること。</li> <li>6 通信指令機器等の整備及び管理に関すること。</li> <li>7 通信指令業務に関する統計に関すること。</li> <li>8 特命事項に関すること。</li> </ol>
	通信指令	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 110番通報その他の緊急通報の受理に関すること。</li> <li>2 通信指令に関すること。</li> <li>3 緊急配備に関すること。</li> <li>4 警察無線通信の統制に関すること。</li> <li>5 非常通報装置に関すること。</li> <li>6 特命事項に関すること。</li> </ol>

### 3 刑事部

課等及び室	係	分掌事務
刑事企画課	庶務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事企画課、情報分析捜査課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の他の課及び科学捜査研究所に属しないこと。</li> </ol>
	企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 部の事務の総合調整に関すること。</li> <li>3 公判対応に関すること。</li> <li>4 指名手配及び捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。</li> <li>5 捜査特別報奨金に関すること。</li> <li>6 特命事項に関すること。</li> </ol>
	刑事指導 (第一、第二)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事警察の高度化に関する企画、立案及び総合調整に関すること。</li> <li>2 刑事法令の研究及び運用に関すること。</li> <li>3 刑事警察の指導教養に関すること。</li> <li>4 捜査管理及び捜査事故に関すること。</li> <li>5 取調べ及び通信傍受の指導教養に関すること。</li> <li>6 特命事項に関すること。</li> </ol>

	犯罪収益 対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪収益に係る情報の収集、分析及び捜査並びに指導に関する事。</li> <li>2 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関する事。</li> <li>3 疑わしい取引情報に関する事。</li> <li>4 特命事項に関する事。</li> </ol>
	国際捜査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人に係る犯罪の捜査の指導及び調整に関する事。</li> <li>2 外国人犯罪情報の収集、整理及び分析に関する事。</li> <li>3 国際捜査共助に関する事。</li> <li>4 特命捜査に関する事。</li> </ol>
	通訳	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通訳及び翻訳に関する事。</li> <li>2 通訳要員の運用に関する事。</li> </ol>
情報分析 捜査課	情報分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報分析に関するシステムに係る企画、立案、運用及び管理に関する事。</li> <li>2 事件情報の総合的な分析に関する事。</li> <li>3 凶悪重大犯罪等に係る出所情報に関する事。</li> <li>4 プロファイリングその他情報の分析に係る指導及び教養に関する事（科学捜査研究所の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 犯罪手口制度の運用及び手口犯罪の分析に関する事。</li> <li>6 捜査用カメラの運用に関する事。</li> <li>7 特命事項に関する事。</li> </ol>
	機動分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機動分析捜査に関する事。</li> <li>2 防犯カメラ情報に関する事。</li> <li>3 特命事項に関する事。</li> </ol>
	情報解析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記録映像の可視化、鮮明化等のための技術支援に関する事。</li> <li>2 捜査関係事項照会の運用に関する事。</li> <li>3 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定による携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 犯罪情勢の分析に関する事。</li> <li>5 情報解析に関するシステムの開発、保守及び運用に関する事。</li> <li>6 特命事項に関する事。</li> </ol>
	統計	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪統計に関する事。</li> </ol>

捜 査 課 第 一	総 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の所掌に属する事件の捜査に関する企画、立案及び調整に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
	強 行 犯 (第一、第二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯の捜査に関すること。</li> <li>2 粗暴、風俗その他の刑法犯の捜査に関すること。</li> <li>3 幼児等対象性犯の捜査に関すること。</li> <li>4 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	特 殊 犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 爆破（同予告）事件の捜査に関すること。</li> <li>3 火災犯罪の捜査に関すること。</li> <li>4 航空機、船舶等の不法奪取犯罪の捜査に関すること。</li> <li>5 電話等による特異脅迫・恐喝事件の捜査に関すること。</li> <li>6 報道協定制度の運用に関すること。</li> <li>7 特殊事件捜査訓練の実施に関すること。</li> <li>8 過失犯の捜査に関すること。</li> <li>9 列車妨害事犯に関すること。</li> <li>10 有毒化学物質等使用事件の捜査に関すること。</li> <li>11 ガス爆発、航空機、列車事故等過失犯の捜査に関すること。</li> <li>12 その他科学的知識、技術を必要とする捜査に関すること。</li> <li>13 サリン等による人身被害の防止に関する法律の施行に関すること。</li> <li>14 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	盗 犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗犯の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> <li>3 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	盗犯特別捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広域重要窃盗犯の捜査に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	性 犯 罪 捜 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 性犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	性 犯 罪 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 性犯罪捜査の指導及び教養に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
	検 視	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 死体の検証、検視及び見分に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ul>
	機 動 捜 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪多発地域における機動捜査に関すること。</li> <li>2 重要又は緊急を要する事件の捜査支援及び初動捜査に関すること。</li> <li>3 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	人 身 安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案の捜査に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ul>

捜査第二課	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 他の係に属しないこと。</li> </ul>
	知能犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般知能犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 選挙違反取締りに関すること。</li> </ul>
	告訴事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 知能犯罪に係る告訴又は告発事件の捜査に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	知能犯特別捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要知能犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 選挙犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	指定情報管	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第3条の規定による暴力団の指定及び指定暴力団に係る意見聴取に関すること。</li> <li>2 暴力団対策法の規定に基づく行政処分に関すること。</li> <li>3 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の施行に関すること（暴力団対策法の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 暴力団情報の収集、整理及び分析に関すること。</li> <li>5 特命事項に関すること。</li> </ul>
	暴力団対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団総合対策の企画及び立案に関すること。</li> <li>2 暴力団に係る犯罪の捜査の指導に関すること。</li> <li>3 暴力団対策に関する法令の研究及び指導に関すること。</li> <li>4 暴力団情報の収集活動の指導に関すること。</li> <li>5 暴力団の排除活動に関すること。</li> <li>6 保護対策に関すること。</li> <li>7 香川県暴力追放運動推進センターに関すること。</li> <li>8 被害回復アドバイザー及び社会復帰アドバイザーに関すること。</li> <li>9 その他組織犯罪対策に係る事務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>10 特命事項に関すること。</li> </ul>
	組織犯罪特別捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団に係る犯罪等組織犯罪の取締りに関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ul>
	薬物・銃器犯罪特別捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 薬物・銃器に関する情報の収集及び整理に関すること。</li> <li>2 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。</li> <li>3 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</li> <li>4 特命捜査に関すること。</li> </ul>

	薬物・銃器対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬物・銃器対策の企画及び立案に関すること。</li> <li>2 薬物・銃器に係る犯罪の捜査の指導に関すること。</li> <li>3 薬物・銃器対策に関する法令の研究及び指導に関すること。</li> <li>4 薬物・銃器対策に係る関係機関・団体との連絡調整に関すること。</li> <li>5 特命事項に関すること。</li> </ol>
	匿名・流動型犯罪対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 匿名・流動型犯罪グループに関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</li> <li>2 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 特命捜査に関すること。</li> </ol>
	特殊詐欺 連合捜査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺に係る捜査嘱託の受理に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ol>
	特殊詐欺 特別捜査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺の捜査に関すること。</li> <li>2 特命捜査に関すること。</li> </ol>
鑑識課	企画・指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪鑑識の企画、立案及び指導に関すること。</li> <li>2 鑑識技能検定に関すること。</li> <li>3 鑑識統計に関すること。</li> <li>4 鑑識資機材等の管理に関すること。</li> </ol>
	現場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場鑑識に関すること。</li> <li>2 交通鑑識に関すること。</li> <li>3 死体鑑識に関すること。</li> <li>4 警察犬に関すること。</li> <li>5 現場写真記録の作成保管に関すること。</li> </ol>
	機動鑑識	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機動鑑識に関すること。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ol>
	写真	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場写真の集中処理に関すること。</li> <li>2 被疑者写真の管理に関すること。</li> <li>3 写真鑑識に関すること。</li> <li>4 写真技術の研究に関すること。</li> </ol>
	指紋資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指掌紋記録等及び処分結果記録の整理保管に関すること。</li> <li>2 指紋情報管理システムに関すること。</li> <li>3 犯罪経歴証明に関すること。</li> <li>4 行方不明者届受理票の写し及び身元不明死体票に関すること。</li> </ol>
	現場指紋	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場指掌紋の採取及び受理に関すること。</li> <li>2 指掌紋の対照、鑑定及び登録に関すること。</li> <li>3 遺留指掌紋の照会及び保管に関すること。</li> <li>4 指掌紋の研究に関すること。</li> </ol>

	足 痕 跡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 足痕跡の採取、受理及び保管に関すること。</li> <li>2 足痕跡の対照及び鑑定に関すること。</li> <li>3 足痕跡の手配に関すること。</li> <li>4 足痕跡の研究に関すること。</li> </ol>
科学捜査 研究所	鑑 定 指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鑑定及び検査に関する指導及び調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 特命事項に関すること。</li> </ol>
	法 医	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の捜査に関連する法医学に係る科学及び技術を応用した鑑定及び検査の実施並びに鑑定資料の保管に関すること。</li> <li>2 前号の鑑定及び検査に関連する法医学についての研究及び実験に関すること。</li> <li>3 現場科学検査班に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ol>
	化 学	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の捜査に関連する化学に係る科学及び技術を応用した鑑定及び検査の実施並びに鑑定資料の保管に関すること。</li> <li>2 前号の鑑定及び検査に関連する化学についての研究及び実験に関すること。</li> <li>3 現場科学検査班に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ol>
	物 理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の捜査に関連する物理に係る科学及び技術を応用した鑑定及び検査の実施並びに鑑定資料の保管に関すること。</li> <li>2 前号の鑑定及び検査に関連する物理についての研究及び実験に関すること。</li> <li>3 試射弾丸及び薬きょうの登録・保管に関すること。</li> <li>4 現場科学検査班に関すること。</li> <li>5 特命事項に関すること。</li> </ol>
	人 文	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の捜査に関連する文書類、偽造通貨等の鑑定及び検査の実施並びに鑑定資料の保管に関すること。</li> <li>2 犯罪の捜査に関連する心理学に係る科学及び技術を応用した鑑定及び検査の実施に関すること。</li> <li>3 犯罪の捜査に関連する行動科学に係る科学及び技術を応用した調査及び分析の実施に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 前3号の鑑定、検査、調査及び分析に関連する人文についての研究及び実験に関すること。</li> <li>5 特命事項に関すること。</li> </ol>

#### 4 交通部

課 等 及 び 室 等	係	分掌事務
交通企画課	庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通企画課、交通指導課及び交通規制課の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の他の課及び隊に属しないこと。</li> </ol>

	企 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 部の事務の総合調整に関すること。</li> <li>3 交通関係機関・団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 交通事故防止に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>5 交通関係法令の研究及び指導に関すること。</li> <li>6 交通警察の教養に関すること。</li> <li>7 交通事故事件捜査に関する部内の相談・意見等の受付に関すること。</li> <li>8 交通広報に関すること。</li> <li>9 緊急自動車の指定に関すること。</li> <li>10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
	交 通 事 故 抑 止 対 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故抑止対策に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 交通安全運動に関すること。</li> <li>3 地域交通安全活動推進委員に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> </ol>
	安 全 教 育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全教育に関すること。</li> <li>2 安全運転管理者に関すること。</li> <li>3 自転車運転者講習に関すること。</li> </ol>
	交 通 事 故 分 析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故の分析に関すること。</li> <li>2 交通事故統計に関すること。</li> <li>3 交通情報に関すること。</li> </ol>
交通指導課	指 導 取 締	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通指導取締りに関する企画、立案及び指導教養に関すること。</li> <li>2 交通法令違反事件捜査の指導に関すること。</li> <li>3 車両の使用者に対する指示及び車両の使用の制限に関すること。</li> <li>4 交通警察活動における受傷事故の防止に関すること。</li> <li>5 交通取締用自動車の運用に関すること。</li> <li>6 交通指導取締用資機材の整備及び運用に関すること。</li> <li>7 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用に関すること。</li> </ol>
	モ ビ リ テ ィ 対 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通指導取締りに関すること。</li> <li>2 自転車その他の小型モビリティの対策に関すること。</li> <li>3 特命事項に関すること。</li> </ol>
	駐 車 対 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐車違反取締りに関すること。</li> <li>2 違法駐車に係る車両の使用の制限に関すること。</li> <li>3 放置違反金に関する事務に関すること。</li> </ol>
	交 通 捜 査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件捜査に関すること。</li> <li>2 交通特殊事件の捜査に関すること。</li> <li>3 暴走族対策に関すること。</li> <li>4 暴走族の取締りに関すること。</li> <li>5 特命捜査に関すること。</li> </ol>

交通反則通告センター	交通鑑識	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件捜査に係る解析及び鑑定に関すること。</li> <li>2 ステレオカメラ及び図化機の運用に関すること。</li> </ul>
	通告審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通反則通告制度に関する指導教養に関すること。</li> <li>2 告知内容の審査に関すること。</li> <li>3 反則者に対する通告及び是正通知に関すること。</li> <li>4 反則金不納付事件等の送致に関すること。</li> </ul>
交通規制課	規制企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車運送事業免許申請に係る調査に関すること。</li> <li>2 自動車の保管場所等の確保に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 制限外積載等、牽引及び道路使用の許可に関すること。</li> <li>4 災害時の交通対策等に関すること。</li> </ul>
	規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制の計画に関すること。</li> <li>2 交通規制の実施に関すること。</li> <li>3 道路標識、道路標示の設置及び保守管理並びに標識標示管理システムの運用に関すること。</li> <li>4 道路管理者等との協議その他の先行対策に関すること。</li> </ul>
交通管制センター	管制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通管制センターの運用に関すること。</li> <li>2 信号機の運用に関すること。</li> <li>3 交通情報の収集、分析及び提供に関すること。</li> <li>4 信号機の設置の適正化に関すること。</li> </ul>
	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 信号機等の新設、移設及び更新に関すること。</li> <li>2 交通管制センター及び信号機等の保守管理に関すること。</li> </ul>
運転免許課	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 他の係に属しないこと。</li> </ul>
	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許制度の企画及び立案並びに運営に関する指導に関すること。</li> </ul>
	教習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車教習所等の指定に関すること。</li> <li>2 指定自動車教習所等の指導監督に関すること。</li> <li>3 技能検定員等の資格審査に関すること。</li> <li>4 初心運転者講習に関すること。</li> </ul>
	行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 意見の聴取及び聴聞に関すること。</li> <li>2 運転免許の取消し、停止、拒否及び保留に関すること。</li> <li>3 不服の申立て及び苦情処理に関すること。</li> <li>4 行政処分の集中執行に関すること。</li> </ul>
香川県運転免許センター	試験・外国免許審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許試験（審査）に関すること。</li> <li>2 再試験に関すること。</li> <li>3 外国運転免許に関すること。</li> <li>4 取得時講習に関すること。</li> <li>5 運転免許試験場の維持管理に関すること。</li> </ul>
	適性相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転適性相談に関すること。</li> </ul>

	運 転 免 許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の登録票の作成に関する事。</li> <li>2 運転免許証の作成及び交付に関する事。</li> <li>3 運転免許関係資料の登録に関する事。</li> <li>4 運転免許関係資料の整理保存に関する事。</li> <li>5 運転免許の照会に関する事。</li> <li>6 更新情報提供事務の委託に関する事。</li> <li>7 申請による運転免許の取消しに関する事。</li> </ol>
	講 習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許停止者等に対する講習に関する事。</li> <li>2 違反者に対する講習に関する事。</li> <li>3 運転免許更新者に対する講習に関する事。</li> <li>4 取消し処分者等に対する講習に関する事。</li> <li>5 委託講習実施者に対する指導監督に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。）</li> <li>6 運転適性検査に関する事。</li> </ol>
	高 齢 運 転 者 支 援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者に対する講習に関する事。</li> <li>2 臨時認知機能検査及びその結果に基づいて行う講習に関する事。</li> <li>3 その他高齢運転者に係る事務に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。）</li> </ol>
東かがわ運転免許更新センター	運 転 免 許 (東かがわ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の登録票の作成に関する事。</li> <li>2 運転免許証の作成及び交付に関する事。</li> <li>3 運転免許関係資料の登録に関する事。</li> <li>4 運転免許の照会に関する事。</li> <li>5 運転免許更新者に対する講習の実施に関する事。</li> <li>6 適性検査の実施に関する事。</li> <li>7 申請による運転免許の取消しに関する事。</li> <li>8 臨時認知機能検査の実施に関する事。</li> </ol>
小豆運転免許更新センター	運 転 免 許 (小豆)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の登録票の作成に関する事。</li> <li>2 運転免許証の作成及び交付に関する事。</li> <li>3 運転免許関係資料の登録に関する事。</li> <li>4 運転免許の照会に関する事。</li> <li>5 運転免許更新者に対する講習の実施に関する事。</li> <li>6 適性検査の実施に関する事。</li> <li>7 申請による運転免許の取消しに関する事。</li> <li>8 臨時認知機能検査の実施に関する事。</li> </ol>
善通寺運転免許更新センター	運 転 免 許 (善通寺)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の登録票の作成に関する事。</li> <li>2 運転免許証の作成及び交付に関する事。</li> <li>3 運転免許関係資料の登録に関する事。</li> <li>4 運転免許の照会に関する事。</li> <li>5 運転免許更新者に対する講習の実施に関する事。</li> <li>6 適性検査の実施に関する事。</li> <li>7 申請による運転免許の取消しに関する事。</li> <li>8 臨時認知機能検査の実施に関する事。</li> </ol>
交通機動隊	庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関する事。</li> <li>2 他の係に属しない事。</li> </ol>

	第一小隊 第二小隊 第三小隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通機動取締りに関すること。</li> <li>2 交通法令違反事件の捜査に関すること。</li> <li>3 交通事故の現場措置に関すること。</li> <li>4 所轄署長の要請に基づく応援捜査等に関すること。</li> <li>5 暴走族の取締りの実施に関すること。</li> <li>6 特命事項に関すること。</li> </ul>
	事 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通法令違反事件の送致に関すること。</li> <li>2 高速走行抑止システムの運用に関すること。</li> </ul>
高速道路 交通警察隊	庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関すること。</li> <li>2 他の係に属しないこと。</li> </ul>
	企 画 ・ 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隊の活動及び運用の企画及び立案に関すること。</li> <li>2 交通法令違反事件の送致に関すること。</li> <li>3 交通事故事件の送致に関すること。</li> <li>4 隊員の教養訓練に関すること。</li> </ul>
	坂出分駐隊 善通寺分駐隊 津田東分駐隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故防止対策に関すること。</li> <li>2 交通の指導及び取締りに関すること。</li> <li>3 交通事故事件の捜査及び処理に関すること。</li> <li>4 交通の規制に関すること。</li> <li>5 緊急配備等の犯罪捜査の初動活動に関すること。</li> <li>6 その他必要な警察事務の処理に関すること。</li> </ul>

#### 5 警備部

課等及び等 室	係	分掌事務
公 安 課	庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公安課、外事課及び警備課の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の他の課及び隊に属しないこと。</li> </ul>
	企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備警察に関する制度及び運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>2 部の事務の総合調整に関すること。</li> <li>3 警備警察に関する法令の研究及び運用の指導に関すること。</li> <li>4 警備警察の教養に関すること。</li> <li>5 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。</li> </ul>
	情 報 (第一～第五)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること（他の係及び外事課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
	事 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備犯罪の取締りに関すること（他の係及び外事課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 警備情報の取締りに関する法令の研究及び指導に関すること。</li> </ul>
	サイバー攻撃 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー攻撃対策に関すること。</li> </ul>
外 事 課	外事（第一、 第二）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること（国際テロリズム対策係の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
	国 際 テ ロ リ ズ ム 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</li> </ul>

	事 件	1 警備犯罪の取締りに関すること（公安課の所掌に属するものを除く。）。
警 備 課	警 備 実 施	1 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 2 警備方針の策定及び計画並びにその実施に関すること。 3 集会、集団行進及び集団示威運動に関すること。 4 警備実施に係る部隊の運用に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 5 暴騒音取締隊の編成及び運用に関すること。 6 爆発物事案の警備措置及び爆発物処理班の運用に関すること。 7 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。 8 テロリズムの防止を目的とした特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。 9 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の施行に関すること。
	事 件	1 警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること。
	警 衛 ・ 警 護	1 警衛に関すること。 2 警護に関すること。
	管 理	1 警察用航空機の管理及び運用に関すること。 2 ヘリコプター・テレビシステムの管理及び運用に関すること。
	飛 行	1 警察用航空機による災害その他の場合における警備実施及び警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。 2 特命事項に関すること。
	整 備	1 警察用航空機の整備に関すること。
災 害 対 策 室	災 害 対 策	1 災害警備に関すること。 2 消防機関及び水防機関との協力援助に関すること。 3 警備実施係の所掌に属する事務（第3号、第5号及び第9号に掲げるものを除く。）のうち災害対策に関すること。
機 動 隊	庶 務	1 隊の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	小 隊	1 警備実施における部隊活動に関すること。 2 集団警ら等部隊活動による警察職務の執行に関すること。 3 特命事項に関すること。
	特 別 救 助 班	1 特別救助班活動に関すること。
	隊 付	1 中国四国管区機動隊（隊本部の事務に限る。）に関すること。

第3節 本部に置く職

第5条から第10条まで 削除

(管理官)

第11条 次の表の左欄に掲げる課に、中欄に掲げる管理官を置き、その担当事務は右欄に掲げるとおりとする。

課	職 名 (特例呼称)	担 当 事 務
総 務 課	管 理 官	1 規則第8条第17号に掲げる事務に関する事。
警 務 課	管 理 官	1 規則第10条第1項第1号及び同項第7号から第13号までに掲げる事務に関する事。
留 置 管 理 課	管 理 官 (留置管理指導官)	1 規則第10条の2各号に掲げる事務に関する事。
サイバーク 対 策 課	管 理 官	1 規則第13条の2各号に掲げる事務に関する事。
生活安全企画課	管 理 官	1 規則第15条第4号に掲げる事務に関する事。
	管 理 官 (犯罪抑止対策官)	1 規則第15条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事務に関する事。
	管 理 官	1 規則第15条第8号から第16号までに掲げる事務に関する事。
	管 理 官 (生活安全 事件指導官)	1 捜査の適正化及び公判対策の総括的な指導に関する事。
人 身 安 全 ・ 少 年 課	管 理 官	1 規則第16条第1項第1号及び第4号から第18号までに掲げる事務に関する事。
地 域 課	管 理 官	1 規則第18条の2第1号及び第2号に掲げる事務に関する事。
刑 事 企 画 課	管 理 官 (取調べ指導官)	1 規則第19条第1号及び第5号に掲げる事務に関する事。 2 取調べの指導教養に関する事。
	管 理 官	1 規則第19条第3号に掲げる事務に関する事。
	管 理 官 (適正捜査 指導官)	1 適正捜査を徹底するための指導・教養等の実施に関する事。 2 捜査幹部に対する助言に関する事。 3 現場捜査員等の意見等に対する窓口に関する事。 4 他部門との連携に関する事。
捜 査 第 一 課	管 理 官 (性犯罪捜査指導官)	1 性犯罪捜査の指導に関する事。
	管 理 官 (検 視 官)	1 規則第21条第7号に掲げる事務に関する事。
	管 理 官 (広域捜査官)	1 広域初動事件の初動捜査に関する指導及び調整に関する事。 2 広域指定等事件の指導及び調整に関する事。
	管 理 官 (機 動 捜 査 隊 長)	1 機動捜査隊に関する事。

捜査第二課	管理官 (知能犯捜査指導官)	1 規則第22条第1号から第4号までに掲げる事務に関すること。
	管理官 (特別捜査対策官)	1 規則第22条第6号から第9号までに掲げる事務に関すること。
	管理官 (総括情報官)	1 規則第22条第10号から第13号までに掲げる事務に関すること。
交通企画課	管理官	1 規則第25条第3号に掲げる事務に関すること。
	管理官 (交通事故抑止対策官)	1 交通死亡事故抑止のための総合的な対策に関すること。
運転免許課	管理官 (交通聴聞官)	1 規則第28条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関すること。 2 課の所掌に係る事案に関する聴聞及び意見の聴取に関すること。
公安課	管理官	1 規則第31条第2号に掲げる事務に関すること。
	管理官	1 規則第31条第3号に掲げる事務に関すること。
	管理官	1 規則第31条第4号、第5号及び第7号に掲げる事務に関すること。
警備課	管理官 (警備管理官)	1 規則第32条第1項第2号、第11号及び第12号に掲げる事務に関すること。 2 管区機動隊及び広域緊急援助隊(警備部隊に限る。)に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、課等に、同項に規定する管理官以外の管理官を置くことができる。

3 管理官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 管理官は、上司の命を受け、担当事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

5 管理官の呼称について必要があるときは、第1項の表の中欄に定める特例呼称により呼称することができる。

(主幹)

第12条 部に、主幹を置くことができる。

2 主幹には、事務職員又は保健師をもって充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

(研究主幹)

第13条 科学捜査研究所に、研究主幹を置くことができる。

2 研究主幹には、研究職員をもって充てる。

3 研究主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理するほか、科学捜査研究所の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査及び研究に関して参画し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

## 第14条 削除

### (企画調整官)

第14条の2 警務課、サイバー対策課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、交通企画課、公安課及び警察学校に、企画調整官を置く。

2 企画調整官には、警視若しくは警部の階級にある警察官（警部の階級にある警察官にあっては、第14条の5第1項の規定により置かれる調査官の職にある者に限る。）又は事務職員をもって充てる。

3 企画調整官は、上司の命を受け、警察行政の運営に関する企画、立案及び調整に係る事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

### (上席師範)

第14条の3 警務課に、上席師範を置くことができる。

2 上席師範には、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 上席師範は、上司の命を受け、職員の体力の維持管理並びに柔道、剣道、逮捕術、救急法及び体育（以下「術科等」という。）に関する企画、立案及び指導に係る事務を総括し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

### (会計指導官)

第14条の4 会計課に、会計指導官を置くことができる。

2 会計指導官には、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 会計指導官は、上司の命を受け、会計事務に関する企画、立案、指導及び調整に係る事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

### (調査官)

第14条の5 課等及び室等に、調査官を置くことができる。

2 調査官には、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 調査官は、上司の命を受け、特命事項に関する事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

### (次長等)

第15条 課に次長を、科学捜査研究所に副所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

2 次長、副所長及び副隊長（以下「次長等」という。）には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 次長等は、上司の命を受け、課等の予算経理その他担当の事務を処理するほか、課等の所掌事務全般について調整し、部下の職員を指揮監督する。

4 次長等には、第17条に規定する課長補佐等の職務を行わせることができる。

### (その他の附置組織の長等)

第16条 第3条に規定する室、隊及びセンター（以下この条において「その他の附置組織」という。）に、それぞれ室長、隊長及びセンター長（以下この条において「その他

の附置組織の長」という。)を置く。

- 2 その他の附置組織の長は、次の表の左欄に掲げるその他の附置組織の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者をもって充てられるものとする。

その他の附置組織	職
文書室	総務課の次長
取調べ監督室	規則第8条第17号に掲げる事務を担当する総務課の管理官
警察音楽隊	広聴・被害者支援課の次長
採用センター	警務課の管理官
教養・術科指導室	首席師範
施設管理室	規則第12条第1項第3号から第5号までに掲げる事務(物品の管理及び処分に関する事務を除く。)を担当する会計課の副参事
デジタル化推進室	情報管理課の主幹
照会センター	情報管理課の次長
許可等事務管理室	規則第15条第8号から第16号までに掲げる事務を担当する生活安全企画課の管理官
機動捜査隊	機動捜査隊を担当する捜査第一課の管理官
警察航空隊	規則第32条第1項第14号及び第15号に掲げる事務を担当する警備課の課長補佐

- 3 その他の附置組織の長は、上司の命を受け、その他の附置組織の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第17条 次の表の左欄に掲げる課等及び室等に、中欄に掲げる課長補佐、室長補佐、隊長補佐及び所長補佐並びに交通事故分析官(以下「課長補佐等」という。)を置き、その担当事務は右欄に掲げるとおりとする。

課等及び室	職名 (特例呼称)	担当事務(担当する係)
総務課	課長補佐	秘書
	課長補佐	渉外
	課長補佐	広報
	課長補佐	法規、文書管理、情報公開
	課長補佐	取調べ監督
広聴・被害者支援課	課長補佐	広聴
	課長補佐	県民広報
犯罪被害者支援室	室長補佐	犯罪被害者支援
警務課	課長補佐	庶務
	課長補佐	採用
	課長補佐	人事
	課長補佐	WLB・女性活躍
	課長補佐	給与
	課長補佐	装備、車両運用・整備
	課長補佐	学校教養・職場教養

	課長補佐	実戦教養
	課長補佐	術科教養
企画室	室長補佐	治安総合企画第一
	室長補佐	治安総合企画第二
	室長補佐	政策・国際企画
留置管理課	課長補佐	企画
	課長補佐	指導、護送
監察課	課長補佐	予防監察、運転管理
	課長補佐	表彰
	課長補佐	監察、訟務
会計課	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	用度
	課長補佐	予算（第一、第二）
	課長補佐	施設企画
	課長補佐	施設・管財
	課長補佐	営繕
監査室	室長補佐	監査
	室長補佐	出納・遺失物
厚生課	課長補佐	厚生
	課長補佐	共済
健康管理室	室長補佐	健康管理
サイバースト 対策課	課長補佐	サイバー企画・指導、サイバー事案防止 対策
	課長補佐	解析支援
	課長補佐	サイバー捜査（第一～第三）
情報管理課	課長補佐	企画・指導、運用
	課長補佐	技術政策、技術調査・研究、開発
生活安全企画課	課長補佐	庶務
	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	犯罪抑止対策
	課長補佐	指導・支援、営業、保安
人身安全・ 少年課	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	人身安全第一
	課長補佐 （児童虐待 対策官）	人身安全第二
	課長補佐	人身安全第三
	課長補佐	人身安全第四
	課長補佐	人身安全特別捜査
	課長補佐	少年企画
少年サポート センター	所長補佐	少年補導、少年相談
生活安全捜査課	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	生活安全特別捜査（第一～第三）

	課長補佐 (少年事件 指導官)	生活安全特別捜査(第四、第五)
地域課	課長補佐	企画
	課長補佐	指導、職務質問指導
	課長補佐	鉄道警察
機動警察隊	隊長補佐	企画・指導、自動車警ら、移動交番、水上警察
通信指令課	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	通信指令
刑事企画課	課長補佐	庶務
	課長補佐	企画
	課長補佐	刑事指導第一
	課長補佐	刑事指導第二
	課長補佐	犯罪収益対策、国際捜査、通訳
情報分析 捜査課	課長補佐	情報分析、機動分析
	課長補佐	情報解析、統計
捜査第一課	課長補佐	強行犯第一
	課長補佐	強行犯第二
	課長補佐	特殊犯
	課長補佐 (組織窃盗対策官)	盗犯、盗犯特別捜査
	課長補佐	性犯罪捜査、性犯罪指導
	課長補佐 (検視官)	検視
	課長補佐	機動捜査
	課長補佐	人身安全
捜査第二課	課長補佐	知能犯
	課長補佐 (告訴指導官)	告訴事件
	課長補佐	知能犯特別捜査
	課長補佐	指定情報管理、暴力団対策
	課長補佐	組織犯罪特別捜査
	課長補佐	薬物・銃器犯罪特別捜査
	課長補佐	薬物・銃器対策
	課長補佐	匿名・流動型犯罪対策
	課長補佐	特殊詐欺連合捜査、特殊詐欺特別捜査
鑑識課	課長補佐	企画・指導
	課長補佐	現場、機動鑑識
	課長補佐	写真
	課長補佐	指紋資料、現場指紋
	課長補佐	足痕跡
科学捜査研究所	所長補佐	鑑定指導
交通企画課	課長補佐	庶務
	課長補佐	企画
	課長補佐	交通事故抑止対策、安全教育

	交通事故分析官	交通事故分析
交通指導課	課長補佐 (交通違反取締り 指導官)	指導取締、モビリティ対策、駐車対策
	課長補佐 (交通事故事件 捜査統括官)	交通捜査
	課長補佐	交通鑑識
交通反則通告 センター	所長補佐	通告審査
交通規制課	課長補佐	規制企画
	課長補佐	規制
交通管制センター	所長補佐	管制
	所長補佐	施設
運転免許課	課長補佐	企画
	課長補佐	教習所
	課長補佐	行政処分
香川県 運転免許 センター	所長補佐	試験・外国免許審査
	所長補佐	運転免許
	所長補佐	適性相談、高齢運転者支援
	所長補佐	講習
東かがわ 運転免許 更新センター	所長補佐	運転免許
小豆 運転免許 更新センター	所長補佐	運転免許
善通寺 運転免許 更新センター	所長補佐	運転免許
公安課	課長補佐	庶務
	課長補佐	企画
	課長補佐	情報第一
	課長補佐	情報第二
	課長補佐	情報第三
	課長補佐	情報第四
	課長補佐	情報第五
	課長補佐	事件
	課長補佐	サイバー攻撃対策
外事課	課長補佐	外事第一
	課長補佐	外事第二
	課長補佐	国際テロリズム対策
	課長補佐	事件
警備課	課長補佐	警備実施
	課長補佐	事件
	課長補佐	警衛・警護
	課長補佐	管理、飛行、整備

災害対策室	室長	補佐	災害対策
-------	----	----	------

2 課長補佐等には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは保健師をもって充てる。

3 課長補佐等は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

4 課長補佐等の呼称について必要があるときは、第1項の表の右欄に掲げる担当事務の名称を冠して、又は同表の中欄に定める特例呼称により呼称することができる。

(官付)

第18条 公安委員会補佐官に、官付を付する。

2 官付には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 官付は、上司の命を受けて、公安委員会補佐官を補助する。

(課付)

第19条 課に課付を置くことができる。

2 課付には、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 課付は、上司の名を受け、課の事務のうち特定の事務を処理し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

(師範)

第20条 警務課に、師範を置くことができる。

2 師範には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 師範は、上司の命を受け、術科等に関する企画、立案及び指導を行う。

(主席研究員)

第21条 科学捜査研究所に、主席研究員を置く。

2 主席研究員には、研究職員をもって充てる。

3 主席研究員は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(専門職)

第21条の2 課等に専門職を置くことができる。

2 専門職には、事務職員、研究職員又は保健師をもって充てる。

3 専門職は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(上席専門官)

第22条 課等に、上席専門官を置くことができる。

2 上席専門官には、係長又は主任専門官の職にある警察官をもって充てられるものとする。

3 上席専門官は、上司の命を受け、専門的事項に関して職員に対する指導を行う。

(副主幹)

第22条の2 課等及び室等並びに公安委員会補佐官に、副主幹を置き、又は付することができる。

2 副主幹には、係長の職にある事務職員、研究職員若しくは保健師又は教師若しくは主任研究員の職にある事務職員若しくは研究職員をもって充てられるものとする。

3 副主幹は、上司の命を受け、担当の事務又は公安委員会補佐官の補助に関して職員に

対する指導を行う。

(係長等)

第23条 係に、係長、主任専門官、専門官、教師、主任研究員、主任、専門員、主任主事、主任技師、係員、主事及び技師を置くことができる。

2 前項の職には、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 係長 警部補の階級にある警察官又は事務職員、研究職員若しくは保健師
- (2) 主任専門官及び専門官 警部補の階級にある警察官
- (3) 教師及び主任研究員 事務職員又は研究職員
- (4) 主任 巡査部長の階級にある警察官又は事務職員、研究職員若しくは保健師
- (5) 専門員 巡査長の職にある警察官
- (6) 主任主事 事務職員
- (7) 主任技師 事務職員、研究職員又は保健師
- (8) 係員 巡査の階級にある警察官（巡査長の職にある者を除く。）
- (9) 主事 事務職員
- (10) 技師 事務職員、研究職員又は保健師

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、主任専門官以下の部下の職員を指揮監督する。

4 主任専門官は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な特定事項を処理し、専門官以下の部下の職員を指揮監督する。

5 専門官は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な特定事項を処理し、主任以下の部下の職員を指揮監督する。

6 教師及び主任研究員は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

7 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

8 専門員、主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

9 係員、主事及び技師は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

10 第1項に定める職のほか、係に、香川県警察職員の職の設置に関する規程（平成12年香川県警察本部告示第21号）第3条第1項各号に掲げる職を置き、技能職員をもって充て、これらの職にある者は、上司の命を受け、担当の事務に従事するものとする。

第23条の2 公安委員会補佐官に、係長、主任専門官、専門官、主任、専門員、主任主事、係員及び主事を付することができる。

2 前条第2項から第9項まで（第6項を除く。）の規定は、公安委員会補佐官に付された係長、主任専門官、専門官、主任、専門員、主任主事、係員及び主事について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「係の事務」とあるのは、「公安委員会補佐官の事務」と読み替えるものとする。

第3章 警察学校の組織、分掌事務及び職制

(警察学校に置く係及び分掌事務)

第24条 警察学校に次の表の左欄に掲げる係を置き、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

係	分掌事務
庶務	1 警察学校の庶務に関すること。 2 警察学校の予算経理に関すること。 3 射撃場の管理に関すること。 4 給食に関すること。 5 警察学校の他の係に属しないこと。
教務 (第一、第二)	1 授業計画に関すること。 2 初任科生、一般職員初任科生及び初任補修科生の教育訓練に関すること。 3 入校及び卒業(修了)に関すること。 4 実務研修に関すること。 5 教材に関すること。 6 教養図書に関すること。
指導 (第一、第二、第三)	1 教科外活動に関すること。 2 学生の服務に関すること。 3 寮生活の指導に関すること。 4 学生の身上相談に関すること。 5 寮の備品の整備に関すること。

(教育主事)

第25条 警察学校に、教育主事を置くことができる。

2 教育主事は、上司の命を受け、専門分野の教育訓練及び調査研究に従事する。

(上席師範)

第25条の2 警察学校に、上席師範を置くことができる。

2 警察学校に置く上席師範については、第14条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(調査官)

第25条の3 警察学校に、調査官を置くことができる。

2 警察学校に置く調査官については、第14条の5第2項及び第3項の規定を準用する。

(次長)

第25条の4 警察学校に、次長を置く。

2 次長には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 次長は、上司の命を受け、警察学校の予算経理その他担当の事務を処理するほか、警察学校の所掌事務全般について調整し、部下の職員を指揮監督する。

4 次長には、次条に規定する校長補佐の職務を行わせることができる。

(校長補佐)

第26条 警察学校に、次の表の左欄に掲げる校長補佐を置き、その担当事務は右欄に掲げるとおりとする。

職名	担当事務(担当する係)
----	-------------

校 長 補 佐	庶務
校 長 補 佐	教務（第一、第二）、指導（第一～第三）

- 2 校長補佐には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。
- 3 校長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- 4 校長補佐の名称について、必要があるときは、第1項の表の右欄に掲げる担当事務の名称を冠して呼称することができる。

（師範）

第26条の2 警察学校に、師範を置くことができる。

- 2 警察学校に置く師範については、第20条第2項及び第3項の規定を準用する。

（専門職）

第26条の3 警察学校に、専門職を置くことができる。

- 2 警察学校に置く専門職については、第21条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

（上席専門官）

第26条の4 警察学校に、上席専門官を置くことができる。

- 2 警察学校に置く上席専門官については、第22条第2項及び第3項の規定を準用する。

（副主幹）

第27条 警察学校に、副主幹を置くことができる。

- 2 警察学校に置く副主幹については、第22条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

（係長等）

第28条 警察学校に置く係については、第23条（主任研究員に係る部分を除く。）の規定を準用する。

#### 第4章 警察署の組織、分掌事務及び職制

##### 第1節 警察署に置く課及び係並びに係の分掌事務

（警察署に置く課及び係の分掌事務）

第29条 警察署に、次の表の左欄に掲げる課及び中欄に掲げる係を置き、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 東かがわ警察署、小豆警察署、高松西警察署及び琴平警察署

課	係	分掌事務
警務	警務、会計	本部総務課、広聴・被害者支援課、警務課、留置管理課、監察課、会計課、厚生課、サイバー対策課（サイバー企画・指導係の所掌に属するものに限る。）及び情報管理課の所掌事務に関する事。
生活安全・刑事	生活安全（警察安全相談）、刑事、鑑識	本部サイバー対策課（警務課の所掌に属するものを除く。）、生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課、刑事企画課、情報分析捜査課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関する事。
地域	地域	本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する事。
交通	交通	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌事務に関する事。

警備	警備	本部公安課、外事課及び警備課の所掌事務に関する こと。
備考		
1 高松西警察署及び琴平警察署の生活安全・刑事課に置く係は、生活安全係、 警察安全相談係、刑事係及び鑑識係とする。		
2 高松西警察署の交通課に置く係は、指導・規制係及び交通捜査係とする。		

(2) さぬき警察署、高松東警察署及び観音寺警察署

課	係	分掌事務
警務	警務	本部総務課、広聴・被害者支援課、警務課、留置管理課、監察課、厚生課、サイバー対策課（サイバー企画・指導係の所掌に属するものに限る。）及び情報管理課の所掌事務に関する こと。
会計	会計	本部会計課の所掌事務に関する こと。
生活安全・ 刑事	生活安全、警察 安全相談、刑事、 鑑識	本部サイバー対策課（警務課の所掌に属するものを 除く。）、生活安全企画課、人身安全・少年課、生 活安全捜査課、刑事企画課、情報分析捜査課、捜査 第一課、捜査第二課、鑑識課及び科学捜査研究所の 所掌事務に関する こと。
地域	地域	本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する こと。
交通	指導・規制、交 通捜査	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転 免許課の所掌事務に関する こと。
警備	警備	本部公安課、外事課及び警備課の所掌事務に関する こと。

(3) 高松北警察署、高松南警察署及び丸亀警察署

課	係	分掌事務
警務	警務、犯罪被害 者支援	本部総務課、広聴・被害者支援課、警務課、監察 課、厚生課、サイバー対策課（サイバー企画・指導 係の所掌に属するものに限る。）及び情報管理課の 所掌事務に関する こと。
留置管理	留置管理（第一、 第二）	本部留置管理課の所掌事務に関する こと。
会計	会計	本部会計課の所掌事務に関する こと。
生活安全	生活安全、営業 ・保安、捜査・ 少年、警察安全 相談	本部サイバー対策課（警務課の所掌に属するものを 除く。）、生活安全企画課、人身安全・少年課及び 生活安全捜査課の所掌事務に関する こと。
地域第一	地域（第一、第 二、第三）	本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する こと（地域第二課の所掌に属するものを除く。）。
地域第二	直轄警ら	本部地域課及び通信指令課の所掌事務（集団による 警らに係るものに限る。）に関する こと。
刑事第一	統計、刑事指導、 強行犯（第一、 第二）、盗犯（ 第一、第二）、 鑑識	本部刑事企画課、情報分析捜査課、捜査第一課、鑑 識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関する こと。

刑事第二	知能犯、組織犯罪対策	本部捜査第二課の所掌事務に関する事。
交通	指導（第一、第二）、規制、交通捜査（第一、第二）	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌事務に関する事。
警備	警備（第一、第二、第三）、災害対策	本部公安課、外事課及び警備課の所掌事務に関する事。
備考		
<p>1 高松南警察署及び丸亀警察署の生活安全課に置く係は、生活安全係、捜査・少年係及び警察安全相談係とする。</p> <p>2 高松南警察署の地域第一課に置く係は、地域係及び自動車警ら班係とする。</p> <p>3 丸亀警察署の地域第一課に置く係は、地域係とする。</p> <p>4 丸亀警察署の地域第二課に置く係は、自動車警ら班係とする。</p> <p>5 高松南警察署及び丸亀警察署の刑事第一課に置く係は、統計係、刑事指導係、強行犯係、盗犯係及び鑑識係とする。</p>		

(4) 坂出警察署

課	係	分掌事務
警務	警務	本部総務課、広聴・被害者支援課、警務課、監察課、厚生課、サイバー対策課（サイバー企画・指導係の所掌に属するものに限る。）及び情報管理課の所掌事務に関する事。
留置管理	留置管理（第一、第二）	本部留置管理課の所掌事務に関する事。
会計	会計	本部会計課の所掌事務に関する事。
生活安全	生活安全、捜査・少年、警察安全相談	本部サイバー対策課（警務課の所掌に属するものを除く。）、生活安全企画課、人身安全・少年課及び生活安全捜査課の所掌事務に関する事。
地域	地域	本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する事。
刑事	統計、強行犯、盗犯、知能犯・組織犯罪対策、鑑識	本部刑事企画課、情報分析捜査課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関する事。
交通	指導、規制、交通捜査	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌事務に関する事。
警備	警備（第一、第二）	本部公安課、外事課及び警備課の所掌事務に関する事。

(5) 三豊警察署

課	係	分掌事務
警務	警務	本部総務課、広聴・被害者支援課、警務課、監察課、厚生課、サイバー対策課（サイバー企画・指導係の所掌に属するものに限る。）及び情報管理課の所掌事務に関する事。

留置管理	留置管理（第一、第二）	本部留置管理課の所掌事務に関する事。
会計	会計	本部会計課の所掌事務に関する事。
生活安全・刑事	生活安全、警察安全相談、刑事、鑑識	本部サイバー対策課（警務課の所掌に属するものを除く。）、生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課、刑事企画課、情報分析捜査課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関する事。
地域	地域	本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する事。
交通	指導・規制、交通捜査	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌事務に関する事。
警備	警備	本部公安課、外事課及び警備課の所掌事務に関する事。

## 第2節 警察署に置く職

（刑事官及び地域・交通官）

第30条 高松北警察署、高松南警察署及び丸亀警察署に刑事官及び地域・交通官各1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 刑事官は、警察署の所掌事務のうち生活安全部（地域課及び通信指令課を除く。）及び刑事部の所掌に属するものの総括的運営について警察署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

3 地域・交通官は、警察署の所掌事務のうち生活安全部地域課、通信指令課及び交通部の所掌に属する事務の総括的運営について警察署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

（総務官）

第30条の2 高松北警察署、高松南署警察署及び丸亀警察署に、総務官を置くことができる。

（調査官）

第31条 警察署に、調査官を置くことができる。

2 警察署に置く調査官については、第14条の5第2項及び第3項の規定を準用する。

（課長）

第32条 課に、課長を置き、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（課長代理）

第33条 課に、課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 課長代理は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の担当の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

（専門職）

第33条の2 課に、専門職を置くことができる。

2 課に置く専門職については、第21条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

(上席専門官)

第33条の3 警察署に、上席専門官を置くことができる。

2 警察署に置く上席専門官については、第22条第2項及び第3項の規定を準用する。

(副主幹)

第34条 課に副主幹を置くことができる。

2 課に置く副主幹については、第22条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

(係長等)

第35条 警察署に置く係については、第23条(教師及び主任研究員に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(交番等に置く職)

第36条 交番、駐在所、警備派出所、検問所及び署所在地(以下「交番等」という。)に係長、主任専門官、専門官、主任、専門員及び係員を置くことができる。

2 交番等に置く職については、第23条第2項から第9項まで(第6項を除く。)の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

第37条 この訓令に定めるもののほか、本部及び警察学校並びに警察署の組織及び運営に關し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

2 係の呼称及び事務分掌に関する訓令(昭和32年県本部訓令第28号)は廃止する。

附 則(平成12年8月18日本部訓令第29号)

この訓令は、平成12年8月25日から施行する。

附 則(平成12年11月21日本部訓令第35号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則(平成12年12月27日本部訓令第40号)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日本部訓令第12号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月30日本部訓令第2号)

この訓令は、平成15年2月13日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月21日本部訓令第14号）

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（香川県警察の事務の専決等に関する訓令の一部改正）

2 香川県警察の事務の専決等に関する訓令（平成13年香川県警察本部訓令第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月10日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中香川県警察の組織に関する訓令第4条の表 1 警務部 人事課の項（留置管理室に係る改正部分に限る。）、同表 2 生活安全部 生活安全企画課の項（営業係に係る改正部分に限る。）、第29条第2項の表（1）警務課、留置管理課、会計課（係）及び同表（2）生活安全課の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年7月13日から施行する。

附 則（平成20年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成20年12月1日本部訓令第23号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第4条中第1項の表の改正規定は、平成20年12月19日から施行する。

附 則（平成21年3月13日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項の表高松南の項の改正規定は、同年3月16日から施行する。

附 則（平成21年7月14日本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年7月14日から施行する。

附 則（平成22年3月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日本部訓令第19号）

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日本部訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月12日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年7月12日から施行する。

附 則（平成26年3月14日本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日本部訓令第1号）

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日本部訓令第5号）

この訓令は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和元年8月20日本部訓令第6号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日本部訓令第11号）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

2 略

附 則（令和3年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月25日本部訓令第14号）

この訓令は、令和3年8月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第5号）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 略

附 則（令和5年2月10日本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日本部訓令第7号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和6年3月12日から施行する。

附 則（令和6年12月27日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年2月3日から施行する。

附 則（令和7年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日本部告示第2号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。